

まちづくり支援に関する協定書

氷見市（以下「甲」という）と公益社団法人富山県建築士会（以下「乙」という）は、相互に協力して市民のまちづくりを支援するとともに、乙が甲の行うまちづくり事業を支援するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲及び乙が協力し、乙が保有する建築の設計施工や保全・改修等に関する専門性をまちづくりに活かすことにより、氷見市の都市課題の解決と市民の福祉向上に寄与することを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事項について必要かつ効果的な支援事業を協議し、協力して実施することとする。

- (1) 地方創生や地域福祉に資する空き家や空き店舗等の活用への支援
- (2) 近代建築等の歴史的建造物の保全再生及び地域貢献活用への支援
- (3) 建築等良好な景観形成への支援
- (4) 建築や住まい、まちづくりに関する市民への学習機会の提供
- (5) 災害発生時における地域の復旧・復興活動等への支援
- (6) その他、目的達成のために必要なこと

（費用の負担）

第3条 本協定に基づく事業に要する費用の負担については、甲及び乙が協議して定める。

（災害補償）

第4条 第2条の規定に基づき支援事業に従事した者が、当該業務により負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の損害補償は、甲及び乙がそれぞれの責任により行うものとする。

（守秘義務等）

第5条 甲及び乙は、本協定書による事業の遂行により知り得た個人情報等を、必要な範囲を超えて使用してはならず。相手方の事前の承諾なく第三者に開示、又は漏えいさせてはならない。本協定書の有効期間満了後も、また同様とする。

2 甲及び乙は、秘密が漏えいする恐れが生じることを知った場合は、直ちに漏えいの防止に努めなければならない。

（情報等の処分）

第6条 甲及び乙は、本協定書に基づく事業により知り得た情報に関して、甲又は乙から処分の請求があった場合は、これを速やかに相手方の指示に従って処分しなければならない。

（義務違反）

第7条 甲及び乙は、本協定書上の義務違反があることが判明した場合には、相手方に報告しなければならない。

（有効期限）

第8条 本協定書の有効期間は締結の日から平成29年3月31日までとする。ただし、甲乙いずれの当事者からも有効期間満了の1ヶ月前までに内容の変更及び解約の意思表示がない場合は、1年間延長されるものとし、以降についても同様とする。

（協議事項）

第9条 本協定に定めのない事項又は本協定について疑義が生じた事項については、誠意を持って甲乙協議のうえ解決する。

この協定の成立を証するため、協定書2通を作成し、甲乙各自記名押印のうえ、各自1通を保有する。

平成28年9月26日

甲 氷見市鞍川1060番地

氷見市長

本川祐治郎



乙 富山市安住町7番1号

公益社団法人富山県建築士会

会長

中野健司

